

令和5年2月16日  
事務連絡

各高齢者施設等 ご担当者様

本県の高齢者福祉行政の推進につきまして、日ごろからご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、神奈川県地域医療介護総合確保基金に係る「介護ロボット導入支援事業費補助金」「ICT導入支援事業費補助金」について、2月28日までに実績報告書の提出をお願いしているところですが、新型コロナウイルスの影響で機器の納品や工事の遅延等が生じている状況等を踏まえ、次のとおりの取扱いをします。

なお、事業の完了とは導入及び導入によって得られた効果検証（最低1週間）が完了した時点とします。

**【納品や工事の目途が立たず、事業完了が4月以降になる見込みの事業所】**

（事業完了の目途が立っていない事業所や、納品や工事は3月中に完了するが3月31日までに効果検証の期間を確保できない事業所も含む）

→(1)2月28日までに「事故繰越調書」、「事業変更承認申請書（様式5）」、「変更後の事業計画書（様式3）」及び発注書や契約書等を提出→その後金額の変更はできませんので、発注書等でご確認ください。

\*申請時の総事業費から、実際に支払う見込みの金額に変更がある場合には、上記様式に加え「変更交付申請書（様式4）」、「変更後の所要額調書（様式2）」も併せて提出すること。

\*かながわ福祉サービス振興会までメール添付でお送りください。

→(2)3月24日までに令和4年度分の事業実績報告書及び必要書類一式を提出

\*報告日は4月10日としてください。

\*システムで入力してください。

→(3)事業完了後、令和4年度繰越分の事業実績報告書及び必要書類を提出

\*データを県にメールにて提出してください。

また、申請時の補助対象経費から20%以上の変更がある場合には、本来事業の完了日までに変更承認を受ける必要がありますが、例外的に実績報告の提出時に理由書を添付することでも可とします。

なお、来年度への繰越を現時点で確約できるものではございません。年度内に事業が完了せず繰越が認められない場合は補助金の支払いをできない可能性もございますので、できる限り年度内での事業完了に努めていただくよう、よろしくお願いいたします。

提出先

公益社団法人かながわ福祉サービス振興会  
経営支援課  
tel:045-662-9538

事業完了後、繰越分の提出先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部  
高齢福祉課 福祉施設 G 草野（ロボット）、府川（ICT）  
<tel:045-210-1111>（内線 4853、4854）  
mail:fshisetsu.508@pref.kanagawa.lg.jp